

クレア海外事務所の所在都市における外出制限等の状況（6月3日時点）

	ニューヨーク	ロンドン	パリ	シンガポール	ソウル	シドニー	北京	
外出制限、行動規制等の状況	<p>6/15～学校、公共交通機関、医療機関等を除き収容人数や社会的距離等の制限解除。</p> <p>なお、各事業者の判断により、オフィスや店舗において感染防止に必要な措置の遵守を引き続き求めることが可能。</p> <p>9/13～市は一部の屋内施設においてワクチン接種証明書の提示を義務化。</p> <p>12/27～ワクチン未接種者は原則出社禁止（医療上又は宗教上の理由により未接種の場合は例外）。</p> <p>3/7～市は屋内施設でのワクチン接種証明書の提示や学校でのマスク着用義務を撤廃。</p>	<p>2/24 以降、全ての制限及び隔離義務を撤廃</p>	<p>6/9-飲食店内営業可、在宅勤務緩和、衛生パス導入。</p> <p>6/17-屋外マスク義務解除（会社・交通機関等、屋内での義務は継続）</p> <p>6/20-夜間外出規制解除</p> <p>8/9-飲食店・美術館・長距離交通機関等で衛生パスの提示必須。</p> <p>9/15 医療従事者等のワクチン接種義務化。その他国民は接種推奨。</p> <p>11/27～ 18歳以上を対象に 3回目のワクチン接種を開始</p> <p>3回のワクチン接種が完了しなければ衛生パス無効化（65歳以上は12/15以降、18歳以上は1/15以降）</p> <p>1/24- 衛生パスを</p>		<p>4/26～職場への出勤、社交的集まり及び店内飲食の上限に係る規制を撤廃。屋内や公共交通機関の中ではマスク着用が義務、屋外ではマスク着用は任意（ただし推奨）。また、ソーシャルディスタンスは不要。</p>	<p>7/1～社会的距離確保のレベルを 5段階から 4段階の区分に改編。</p> <p>11/1～新たな防疫体制（段階的な日常生活の回復）を開始。</p> <p>12/18～緊急防疫強化措置を適用。私的集まりの上限を全国一律で 4人までとし、防疫パス（アプリ等の接種記録提示）の適用を拡大した。ただし、未接種者は飲食店やカフェの利用は、1人の場合のみ可能。</p> <p>1/17～防疫強化措置を延長。現在の私的集まりの上限は 10人。</p> <p>4/18～社会的距離に関する措置を全面解除。</p> <p>4/25～屋内での飲</p>	<p>10/11～ロックダウンを解除し、一部規制緩和。</p> <p>11/1～ワクチン2回接種者は州内全域への移動が可能に。</p> <p>12/15～ワクチン未接種者も対象にさらに大幅な規制緩和を推進。</p> <p>12/24～マスク着用義務対象施設を拡大。</p> <p>12/27～入所時に連絡先登録義務を課す対象施設を拡大。</p> <p>1/8～バーやレストラン等での歌唱とダンスの禁止。</p> <p>2/18～入所時に連絡先登録義務を課す対象施設をナイトクラブ等に限定、音楽祭以外での歌唱及びダンスを解禁。</p> <p>2/25～マスク着用義務対象施設を公共交通機関・病院・介護施設等に限定、音楽祭で</p>	<p>感染の状況等に応じ低・中・高リスク地区に区分。北京市は一部地域が中・高リスク地区。入店・入館時の48時間以内のPCR陰性証明や健康コードの提示、体温測定等の防疫措置を講じながら通常営業する施設もある一方、娯楽施設や観光地は一部エリアで営業停止、地下鉄は一部駅封鎖、飲食店は一部エリアでデリバリーのみとなっている。</p>

		<p>ワクチンパスに切り替え。ワクチン接種に代わる陰性証明の利用は不可に。</p> <p>3/14- 飲食店等におけるワクチンパスの提示義務解除。</p> <p>医療施設等での衛生パスの提示義務は継続。屋内でのマスク着用義務免除(公共交通機関を除く)。</p> <p>5/16- 公共交通機関でのマスク着用義務免除</p>		<p>食に関する規制を全面解除。</p> <p>5/2～ 屋外でのマスク着用義務解除。(屋内では継続)</p>	<p>の歌唱及びダンスを解禁。</p> <p>【主な規制の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関、病院等でのマスク着用 ・ナイトクラブ等入所時の連絡先登録 	
日本からの短期出張者の入国に関する制限、入国後の行動制限等	<p>① 入国前 (全員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1日以内に陰性証明を取得 ・ ワクチン接種証明書の提示 (11/8～) <p>② 隔離原則不要 (入国後3～5日目に検査を受け、陽性であれば自己隔離)</p> <p>※ワクチン接種未了者 (外交団、18歳未満等接種証明提示義務の例外に当たる者) : 入国後 3～5 日</p>	<p>3/18 以降、全ての制限を撤廃</p> <p>※ワクチン接種有無に関わらず、隔離・検査等不要</p>	<p>日本からは特段の理由がなくとも入国可能</p> <p>ワクチン接種の有無にかかわらず、出発前 48 時間以内の陰性証明書等が必要。</p> <p>到着後、無作為の PCR 検査・抗原検査の実施。隔離は不要。</p>	<p>4/1～、ワクチン接種完了者及び 12 歳以下のワクチン接種未完了者は、隔離なしでの入国が可能</p> <p>4/26～全世界からのワクチン接種完了者及び 12 歳以下のワクチン接種未完了者は出発 2 日前以内の事前検査の要件を撤廃。</p>	<p>3/21～韓国国内でワクチン接種の接種履歴を登録した場合、入国時の隔離免除。出発前 48 時間以内に検査した PCR 陰性確認書が必要。</p> <p>4/1～韓国国外でのワクチン接種完了者も対象 (対象となるのは 2 次接種後 14 日が過ぎて 180 日以内の者)</p>	<p>・ ワクチン 2 回接種完了者は、渡航規制免除申請不要で、シドニーに渡航可。</p> <p>・ ワクチン 2 回接種未完了者がシドニーに渡航するには、一定の要件を満たし渡航規制免除を認められる必要がある。</p> <p>※いずれの場合でも、ビザ、到着後の検査、到着後の検査で陰性</p> <p>商用目的の短期滞在に限り、専用ビザを取得後入国可 (実例なし)。入国前には PCR 検査等が必要</p> <p>※日本—北京の直行便は再開されていない</p>

	目に検査を受けるとともに、陰性であっても 7 日間は自己隔離。(18歳未満は検査のみ、隔離不要)			※ワクチン接種未了の 13 歳以上の渡航者は入国する 2 日前に事前の感染検査を受検した上で、入国後に 7 日間の隔離及び隔離期間終了前の PCR 検査を受検する義務あり	及び 3 次接種者)。5/23～出発前 24 時間以内の抗原検査による陰性証明書でも入国可能。6/1～入国後に実施する PCR 検査を 1 日以内から 3 日以内に変更。6/8～ワクチン未接種者も入国時の隔離免除の対象に追加。	となるまでの短期間隔離等が必要。	
--	--	--	--	---	---	------------------	--

	米国	英国	フランス	シンガポール	韓国	オーストラリア	中国
感染者数	704,820 人 (212.3 人)	34,970 人 (52.13 人)	124,166 人 (214 人)	24,591 人 (431.42 人)	101,556 人 (196.1 人)	241,501 人 (937.86 人)	1,717 人 (0.12 人)
死者数	1,752 人 (0.53 人)	271 人 (0.40 人)	239 人 (0.36 人)	9 人 (0.16 人)	311 人 (0.60 人)	292 人 (1.13 人)	1 人 (0.000 人)

(※) 「感染者数」、「死者数」は 5/26-6/1 における新型コロナウイルス感染症の感染者数、死者数。()内は人口 10 万人当たりの数

(※) 現地発表などを基にクレアまとめ

(※) 日本における同期間の感染者数は 161,376 人 (128.58 人)、死者数は 235 人 (0.187)。感染者数、死者数は厚生労働省 HP、人口は総務省人口推計より